

# 令和 8 年度

## 特定教育・保育施設利用のしおり



《入所受付窓口・お問い合わせ》

大船渡市 こども家庭センター 保育係 (Tel 47-5200)  
022-0003 大船渡市盛町字町 10-11  
サン・リアショッピングセンター2階

このしおりは令和7年10月時点の情報になりますので、あらかじめご了承ください。

### 1 特定教育・保育施設の利用と認定について

幼稚園、保育所、認定こども園などの特定教育・保育施設を利用する場合、利用する施設に応じて「教育・保育給付認定」を受けていただくことになります。認定区分によって、利用できる施設・事業が異なります。

#### 【認定区分と利用可能施設】

| 認定区分 | 対象年齢  | 要件                                      | 利用できる施設                     |
|------|-------|-----------------------------------------|-----------------------------|
| 1号   | 満3歳以上 | 教育を希望する場合                               | 幼稚園<br>認定こども園               |
| 2号   | 満3歳以上 | 「保育を必要とする事由」(P2を参照)に該当し、保育所等での保育を希望する場合 | 認可保育所<br>認定こども園             |
| 3号   | 満3歳未満 |                                         | 認可保育所<br>認定こども園<br>地域型保育事業※ |

※ 現在、市内で地域型保育事業の実施予定はありません。

★ それぞれの区分に応じた教育・保育給付認定は、各施設を利用する資格があることを認定するものですが、入所を保証するものではありません。定員超過などにより、教育・保育給付認定を受けていても入所できないことがありますので、ご注意願います。

## 2 保育を必要とする事由（2号・3号認定）について

保育所や認定こども園（保育部分）で保育認定を受けられるのは、**父母**などの保護者が次のいずれかの事由に該当する場合です。

### 【保育を必要とする事由】

|    |              |                                      |
|----|--------------|--------------------------------------|
| 1  | 就労           | 日常の家事以外の仕事をしている場合                    |
| 2  | 求職活動         | 求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）            |
| 3  | 育児休業取得中の継続利用 | 育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合   |
| 4  | 妊娠・出産        | 妊娠中であるか、出産後間もない場合（産前・産後各8週）          |
| 5  | 就学           | 学校または職業訓練校に在学している場合                  |
| 6  | 病気・障がい       | 病気、負傷、心身に障がいがある場合                    |
| 7  | 病人の看護等       | 同居の親族（長期間入院等をしている方も含む）を介護または看護している場合 |
| 8  | 災害復旧         | 震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合                  |
| 9  | 虐待・DV        | 虐待やDVのおそれがある場合                       |
| 10 | その他          | 上記に類する状態にある場合                        |

## 3 保育を受けられる時間（2号・3号認定）について

2号・3号の保育認定を受ける場合、保護者の就労時間などによって、保育を受けられる時間（保育の必要量）が変わります。

### 【保育の必要量に応じた認定】

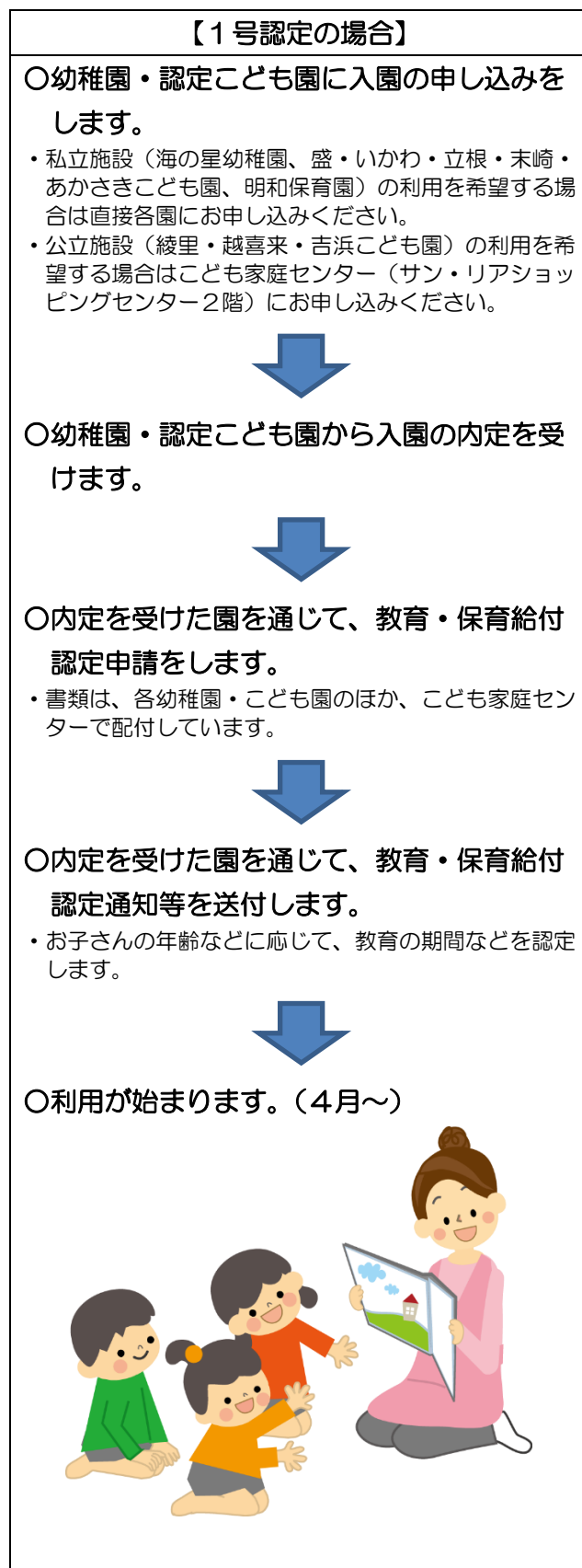
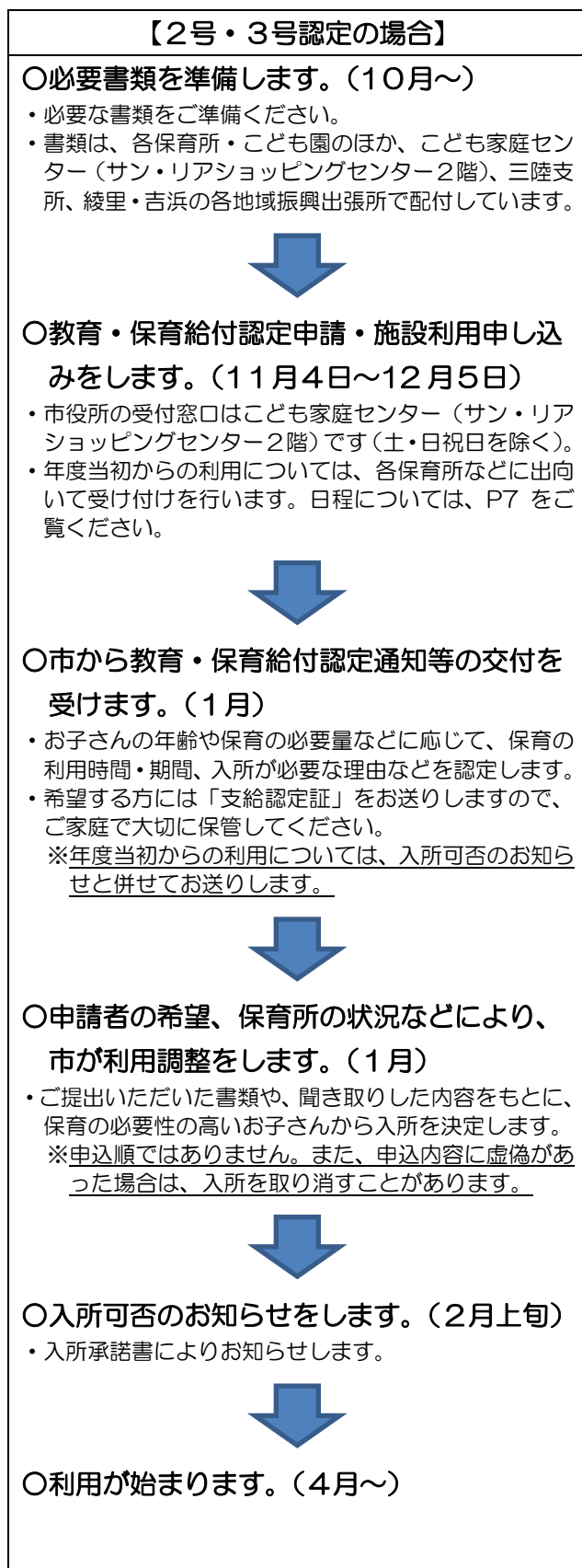
| 区分     | 保護者の就労時間                          | 利用できる時間                   |
|--------|-----------------------------------|---------------------------|
| 保育標準時間 | フルタイムを想定<br>（月 120 時間以上）          | 1 日 11 時間の枠の中で、保育を必要とする時間 |
| 保育短時間  | パートタイムを想定<br>（月 48 時間以上 120 時間未満） | 1 日 8 時間の枠の中で、保育を必要とする時間  |

（例）

|          |              |            |       |       |
|----------|--------------|------------|-------|-------|
|          | 7:30         |            | 18:30 | 19:00 |
| 《保育標準時間》 | 保育標準時間（11時間） |            |       | 延長保育  |
|          | 7:30         | 8:30       | 16:30 | 19:00 |
| 《保育短時間》  | 延長保育         | 保育短時間（8時間） |       | 延長保育  |

※ 各施設の保育時間は、P9をご覧ください。

#### 4 申し込み・手続きの流れについて



## 5 利用者負担額（保育料）について

市では子育て世帯の負担を少しでも軽くするため、お子さんが保育所またはこども園に入所した場合の保育料について、令和7年4月から全年齢を完全無償化としました。

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 5歳から3歳の第1子   | 保育料無償（令和6年度以前から実施） |
| 2歳から0歳の第1子   | 保育料無償（令和7年度から実施）   |
| 5歳から3歳の第2子以降 | 保育料無償（令和6年度以前から実施） |

※ 保育料完全無償化の対象は、大船渡市に住所のある子どものみ

## 《副食費の無償化について》

国では3歳以上から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童の保護者から副食費を実費徴収することとしましたが、当市では、子育て支援策の一環として、副食費（おかずやおやつ代）について、月額4,800円（日額の場合は240円）を上限として無償化しています。

## 6 教育・保育給付認定申請・施設利用申し込みに必要な書類について

- |              |          |
|--------------|----------|
| ■ 2号・3号認定の場合 | ⇒ 下記①②③④ |
| ■ 1号認定の場合    | ⇒ 下記①③④  |

### ① 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

- ・ お子さん1人につき1枚の提出が必要です。
- ・ 保育を希望する場合は、記入例を参考に裏面も記入願います。

### ② 「保育の必要性」を証明する書類

- ・ 父、母、同居している65歳未満の祖父母1人につき1枚の提出が必要です。

| 事 由    | 必 要 書 類                            |
|--------|------------------------------------|
| 就労     | 就労証明書（雇用されている方）、就労状況申告書（自営業・農林水産業） |
| 求職活動   | 求職活動報告書兼申立書、雇用保険受給者証の写しなど          |
| 妊娠・出産  | 母子手帳の写し（表紙と出産予定日記載部分）              |
| 就学     | 在学証明書、履修内容がわかるもの（時間割、カリキュラム等）      |
| 病気・障がい | 診断書または障害者手帳などの写し                   |
| 病人の看護等 | 介護申告書または診断書                        |

※世帯の状況により、必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

あらかじめご了承ください。

※申込書類に虚偽があった場合、入所を取り消すことがあります。

### ③ マイナンバー関係の書類

- ・ 別添「保育所等入所申し込みに係るマイナンバーの確認について」をご覧ください。

### ④ 健康調査票

- ・ 入所を希望する児童についての健康状態等を記入してください。
- ・ お子さん1人につき1枚の提出が必要です。

※令和7年度に既に保育所等に入所している場合でも、提出していただきます。

## 7 入所選考方法について（2号・3号認定のみ）

入所にあたっては、家庭で保育ができない状況を点数化し、総合的に判断します。下記に挙げた項目以外にも、出産・疾病・障がい・介護などの状況に応じて、それぞれ同様に判断します。各保育所、認定こども園ごとに利用希望者を取りまとめ、点数が高い（保育の必要性が高い） お子さんから入所を決定します。

| 優先度                                                                                     | 保護者の状況（就労の場合）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 就労日数・時間                                                                                    | 世帯の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高い<br> | 育児休業明けの常勤就労<br><br>常勤（フルタイム）就労<br><br>パートタイム就労<br><br>就労内定<br><br>就労未定（求職活動中） | 多い・長い<br> | 両親がいない世帯<br><br>ひとり親世帯<br><br>父母と児童のみの世帯<br><br>祖父母など同居している<br>または近くに住んでいる |
| 低い                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 少ない・短い                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 8 年度当初の入所受付日程

入所申し込みの受付期間は令和7年11月4日（火）から12月5日（金）までです。

各保育所または認定こども園にて、出張受付を行いますので、入所を希望する保育所等へお越しください。都合により受付会場に来られない方や、市外の保育所等への入所を希望する方は、上記期間に、こども家庭センター（サン・リアショッピングセンター2階）で手続きを行ってください（土・日・祝日を除く）。

受付期間後に申し込まれた場合や、定員を超えた場合は、第1希望以外の保育所へ入所していただくことがありますので、ご了承ください。

### 《出張受付日程》

| 受付会場          | 区分 | 月 日       | 時 間         |
|---------------|----|-----------|-------------|
| 日 頃 市 保 育 園   | 私立 | 11月 4日（火） | 15：30～16：30 |
| 明 和 保 育 園     | 私立 | 11月 5日（水） | 15：00～16：30 |
| いかわこども園       | 私立 | 11月 6日（木） | 15：00～16：00 |
| 盛 こ ど も 園     | 私立 | 11月 7日（金） | 15：00～16：30 |
| 立 根 こ ど も 園   | 私立 | 11月10日（月） | 15：00～16：30 |
| 末 崎 こ ど も 園   | 私立 | 11月11日（火） | 15：30～16：30 |
| あかさきこども園      | 私立 | 11月12日（水） | 15：30～16：30 |
| 綾 里 こ ど も 園   | 公立 | 11月13日（木） | 15：30～16：30 |
| 越 喜 来 こ ど も 園 | 公立 | 11月14日（金） | 15：30～16：30 |
| 吉 浜 こ ど も 園   | 公立 | 11月17日（月） | 15：30～16：30 |
| 大 船 渡 保 育 園   | 私立 | 11月18日（火） | 15：00～16：30 |

## 9 保護者の方をお願いしたいこと

お子さんの状況により、入所の前や入所中に次のことをお願いする場合があります。

### ① 障がい児保育

市内の保育所等では、障がいのあるお子さんの受け入れを行っております。

お子さんの障がいの状況によっては、専任の保育士を配置する必要があるため、入所を希望する場合は、下記の書類のいずれかの写しを提出していただきます。

- ・ 特別児童扶養手当を受給していることが判るもの
- ・ 身体障害者手帳か療育手帳
- ・ 児童相談所・療育センター等による判定書類
- ・ 主治医等（小児科医、理学療法士、児童相談員など）が発行する診断書や発達に関する所見書

詳しくは、こども家庭センターにお問い合わせください。

### ② 食物アレルギー

お子さんが食物アレルギーの場合は、集団生活の範囲内で、主治医の指示のもと、保護者と連携を取りながら、適切に対応します。この場合、主治医による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が必要になります。（給食の場合は、症状によりお弁当を持参していただく場合があります。）

詳細については、各園に相談ください。

### ③ ならし保育

新規入所のお子さんの場合、入所当初から1～2週間程度は、集団生活への適応等を目的として、少しずつ保育時間を延ばす「ならし保育」を実施しておりますので、お昼ごろを目途にお迎えをお願いします。くわしくは各園にお問い合わせください。

### ④ 育児休業からの復職と、保育所入所

育児休業は、お子さんを家庭で養育するために取得する休暇ですので、基本的には、育児休業中に保育所等へ入所することはできません。しかし、保護者の職場復帰とお子さんの入所が同じ時期になると、お子さん、保護者、保育所等の三者ともにスタート時期は、戸惑いやトラブルが発生しがちです。

そこで、本市では、育児休業終了のおおよそ1か月前から、保育所等への入所を可能としています。入所申込の際には、育児休業が終了する日が記載された就労証明書を提出していただきます。くわしくは、こども家庭センターにお問い合わせください。

## 10 その他

### 令和8年5月以降の入所申し込みについて

入所を希望する月の前月15日までに、こども家庭センター（サン・リアショッピングセンター2階）へ必要な書類を提出してください。年度途中で入所する場合、入所日は入所を申し込んだ月の翌月1日となります。

スマートフォンやパソコンで、簡単に入所申込ができる  
「ぴったりサービス」をご利用ください

大船渡市では、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用することで、自宅にいながら入所の申し込みができます。ぴったりサービスを使って申し込みをするためには、次の2点をご用意いただく必要があります。

- ① 申請する方のマイナンバーカード
- ② 「インターネットに接続できるパソコン+マイナンバーカード対応のICカード」または「マイナンバーカード対応のスマートフォン」
- ③ マイナンバーカード用利用者証明用電子証明書の4桁のパスワード

#### 主な手続き

- ① マイナポータルに登録
  - ② マイナポータル内で、入所申込事項を入力
- 詳しくは、別添のチラシをご覧ください。

ぴったりサービス



## 11 Q & A よくあるご質問

### Q. 支給認定証とはどんなものですか？

A. 教育・保育に係る支給を受けるために必要な証明書で、保護者からの申請により市が交付します。支給認定証には、氏名、住所、認定区分などが記載されています。

支給認定証は、希望者にのみ交付します。同じ内容を記載した「支給認定決定通知書」は全員に交付します。

### Q. 認定の有効期間は何年ですか？

A. 教育標準時間認定（1号認定）の有効期間は最大で3年間（小学校就学前まで）を基本とします。保育認定の有効期間についても、3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで）を基本としますが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。求職活動が事由である場合は、短い有効期間（90日など）となることもあります。

なお、3号から2号への切り替えは、自動的に行いますので、手続きは必要ありません。切り替え後、新たな支給認定決定通知書をお送りします。

### Q. 2号認定に相当する（保護者が働いているなど）場合でも、1号認定を受けて幼稚園に通い、預かり保育を利用することは可能ですか？

A. 可能です。この場合は、1号認定の申請を行ってください。

### Q. 認定区分（保育必要量）や事由、住所に変更が生じた場合は、どのようにしたらよいですか？

A. 保育短時間から保育標準時間への変更などが生じた場合は、市に変更の申請が必要となります。支給認定証または支給認定決定通知書をお持ちのうえ、市役所本庁子ども課へお越しく下さい。

（例）パートタイム → フルタイム（就労時間の変更による保育標準時間への変更）

求職中 → フルタイム（事由の変更による保育標準時間への変更）

フルタイム → 求職中（事由の変更による保育短時間への変更）

市内転居や氏名変更（支給認定証記載内容の変更）



## 12 大船渡市内特定教育・保育施設一覧

### 【保育所】

| 施設名    | 所在地・電話番号                    | 保育標準時間<br>(保育短時間)          | 延長保育     |
|--------|-----------------------------|----------------------------|----------|
| 大船渡保育園 | 大船渡町字台 24-11<br>TEL 27-7518 | 7:00~18:00<br>(8:00~16:00) | 19:00 まで |
| 日頃市保育園 | 日頃市町字関谷 34<br>TEL 28-2340   | 7:15~18:15<br>(8:00~16:00) | 18:45 まで |

- ・ いずれの施設も乳児保育、障がい児保育に対応可能です。

### 【幼保連携型認定こども園】(保育希望の場合)

| 施設名      | 所在地・電話番号                       | 保育標準時間<br>(保育短時間)          | 延長保育     |
|----------|--------------------------------|----------------------------|----------|
| 盛こども園    | 盛町字沢川 47-1<br>TEL 26-3020      | 7:15~18:15<br>(8:00~16:00) | 18:45 まで |
| いかわこども園  | 猪川町字轡轡石 34-1<br>TEL 26-3212    | 7:15~18:15<br>(8:00~16:00) | 18:45 まで |
| 立根こども園   | 立根町字関谷 58-1<br>TEL 26-3645     | 7:15~18:15<br>(8:30~16:30) | 18:45 まで |
| 末崎こども園   | 末崎町字鶴巻 88-2<br>TEL 29-3826     | 7:15~18:15<br>(8:00~16:00) | 18:45 まで |
| あかさきこども園 | 赤崎町字山口 15-1<br>TEL 26-2644     | 7:30~18:30<br>(8:00~16:00) | 19:00 まで |
| 明和保育園    | 大船渡町字上山 65-3<br>TEL 26-2640    | 7:00~18:00<br>(8:00~16:00) | 19:00 まで |
| 綾里こども園   | 三陸町綾里字中曽根 113-1<br>TEL 42-2224 | 7:30~18:30<br>(8:30~16:30) | 19:00 まで |
| 越喜来こども園  | 三陸町越喜来字小出 24-24<br>TEL 44-3080 | 7:30~18:30<br>(8:30~16:30) | 19:00 まで |
| 吉浜こども園   | 三陸町吉浜字扇洞 186<br>TEL 45-2320    | 7:30~18:30<br>(8:30~16:30) | 19:00 まで |

- ・ いずれの施設も乳児保育、障がい児保育に対応可能です。

### 【幼稚園】

| 施設名    | 所在地・電話番号                     | 教育時間                | 預かり保育                                                  |
|--------|------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------|
| 海の星幼稚園 | 大船渡町字地ノ森 47-3<br>TEL 26-5222 | 月~金曜日<br>8:30~13:30 | 月~金曜日<br>7:30~8:30<br>13:30~18:30<br>土曜日<br>7:30~13:30 |